

令和 8 年度

宇城市健康づくり推進員全体会議資料



宇城市保健衛生部 健康づくり推進課

令和8年度 宇城市健康づくり推進員全体会議資料 目次

感謝状贈呈対象者一覧	1
宇城市健康づくり推進員名簿	2
宇城市健康づくり推進員役員名簿	4
宇城市健康づくり推進員の役割について	5
令和7年度健康づくり推進員活動実績報告	8
令和8年度健康づくり推進員事業計画	1 1
宇城市健康づくり推進員設置要綱	1 2

宇城市健康づくり推進員 感謝状贈呈対象者

町	行政区	氏名	活動年数
小川町	益南	寺浦 朝美	16

※勤続年数が6年以上の方

宇城市健康づくり推進員名簿（令和8年度） 令和8年4月1日現在

：新規

	番号	行政区	推進員名
	1	大田尾	山下 次義
	2	際崎	阪本 一政
	3	古氷	山本 正郁
	4	宮崎	柿本 和幸
	5	塩屋	松下 ハル子
	6	赤岩	澤田 正高
	7	黒崎	柿原 美佐子
	8	浦	阿曾田 功
	9	向山	福島 清文
	10	石打	前田 千早
	11	小田良	福嵩 賢児
	12	西港一	大石 逸子
	13	西港二	田川 圭一郎
	14	本町	中山 壽久
	15	東港一	四丸 恭一
	16	東港二	植野 里美
	17	東港三	兼本 光司
	18	東港四	田端 えり子
	19	東港五	猿渡 都子
	20	有働団地	下村 幸次
	21	古氷団地	竹永 義光
三角	22	三角本村	北内 清張
	23	田井浦	岩本 利子
	24	内潟	元松 廣美
	25	片島	永田 くに子
	26	野崎	高山 和子
	27	山田	本田 宗男
	28	千房	糸川 あき子
	29	馬場	坂本 みどり
	30	矢崎	高薮 靖広
	31	船津	田代 久美子
	32	打越	村田 達也
	33	上中村	西山 春幸
	34	上本庄	永嶺 幸照
	35	下本庄	松本 文雄
	36	新地	吉村 寿朗
	37	前越	山本 芽
	38	金桁	波野 正光
	39	八柳	山下 金吉
	40	開拓	松尾 君代
	41	大口	西山 孝明
	42	手場	河野 真士
	43	底江	吉田 昌功
	44	三角御船	高橋 一隆
	45	古場	高濱 武夫
	46	里浦	浦西 浩一

	番号	行政区	推進員名
不知火	1	桂原	満崎 哲也
	2	塩屋浦	柴田 正明
	3	亀崎	村田 秀孝
	4	長崎一	中林 則文
	5	長崎二	對田 恵利子
	6	鴨籠	今村 正一
	7	新村	吉川 加太至
	8	浦上	松浦 美香
	9	亀尾	米村 成美
	10	松崎	坂下 ミツ代
	11	塩浜	吉村 保人
	12	十五社一	吉川 欣子
	13	十五社二	古川 鏡子
	14	雇用促進住宅	結城 良光
	15	浜田	宮田 辰義
	16	高良	小野 博
	17	御嶺本	大塚 泰治
	18	御嶺四	平山 ひとみ
	19	御嶺五	西山 幸一
	20	御嶺六	志村 磨智子
	21	柏原	山本 清美
	22	小曾部	瀧岡 幸良
	23	塚原東	中岡 薫
	24	塚原西	塚本 京子
	25	塚原南	際田 よしみ
	26	永尾一	高橋 はるみ
	27	永尾二	倉富 一義
	28	古屋敷	青木 昭則
	29	山須浦	奥村 志伊子
	30	仲	西本 サチヨ
	31	松合西	本松 裕生
	32	上	野村 吉孝
	33	和田	田川 清
	34	救の浦	浦山 太
	35	大見	長谷川 真紀子

	番号	行政区	推進員名
		1	2
	2	3	松浦 和子
	3	4	田中 誠喜
	4	5	柏木 誠子
	5	6	春本 哲男
	6	7	丘 寛史
	7	8	岡村 景子
	8	9	上田 守
	9	10	堀川 裕子
	10	南 1 1	入山 偉一
	11	北 1 1	大石 倫久
	12	12	今田 昭子
松橋町	13	東松崎	齊藤 弘光
	14	豊崎	橋本 政秀
	15	南豊崎	緒方 浩治
	16	松橋御船	水永 孝喜
	17	浅川	前崎 隆浩
	18	砂川	杉山 眞一
	19	沖塘	岡崎 和恵
	20	八枚戸	井芹 卓見
	21	曲野南	田島 邦博
	22	曲野北	池田 浩
	23	古保山	奥村 修弘
	24	海ノ平	松本 益夫
	25	六地藏	緒方 一男
	26	北萩尾	鋤田 敬介
	27	南萩尾	中村 英一
	28	浦川内	久野 稔之
	29	久具	西村 つる子
	30	大野	松岡 伸一
	31	内田	七田 まゆみ
	32	竹崎	山田 美智子
	33	豊福	高橋 雅代
	34	両仲間南	松本 正光
	35	両仲間北	大村 幸子
	36	松橋本村	藤井 義也
	37	島	吉永 吉晴

	番号	行政区	推進員名
		1	上糸石
	2	下糸石	杉本 直子
	3	上巢林	杉本 美和子
	4	下巢林	小田 宣代
	5	下安見	中島 幸子
	6	上安見	岩崎 敬子
豊野町	7	北山崎	福田 照子
	8	南山崎	坂井 美佐子
	9	下郷	松田 立秋
	10	中間	北岡 清美
	11	上上郷	竹永 啓一

	番号	行政区	推進員名
		1	舞鳴
	2	弦巻	杉本 富美子
	3	田中	中井 すえみ
	4	小園	磯田 久美子
	5	野添	藤本 知子
	6	宮園	平野 淳子
	7	小川西	北村 登美子
	8	大岩	藤本 薫
	9	平野	桑村 計造
	10	別上・長迫・楢屋林	三村 奈保子
	11	西山・境尾	高木 恵美子
	12	蓮仏	岩野 妙子
	13	稲川・樋渡	友枝 涼子
	14	表南小川	高木 美恵子
	15	日岳町	柏木 祐介
	16	納野	宮本 真智子
	17	蛭子町	杉本 光美
	18	寺町	松本 幸治
	19	上町	山口 孝子
	20	中町	木野 智恵子
	21	新町	塩崎 昌典
小川町	22	出来町	原井 恵美子
	23	亀之町	田中 泰子
	24	井手口	吉寄 良子
	25	西小川	城長 伸枝
	26	南部田	岩村 龍児
	27	北部田	米田 道弘
	28	耕地	木崎 章子
	29	南小野	岩村 秀雄
	30	中小野	森野 久美子
	31	北小野	佐方 みのり
	32	河江	巻 昇治
	33	三ツ丸	福嶋 貴美代
	34	小川本村	田中 豪
	35	江頭	櫻山 康士
	36	仲之江	佐々木 秀二
	37	川尻	田代 祐輝
	38	南新田	久保 ひとみ
	39	新田	米原 征洋
	40	上住吉	松田 孝
	41	下住吉	田上 雅浩
	42	南出村	川村 由香
	43	北出村	原田 富士子
	44	宇土割	財満 福美
	45	不知火	松山 美穂子

宇城市健康づくり推進員役員名簿

	町名	校区名	役職	氏名
1	三角町	三角地区	副会長	阿曾田 功
2		みなと地区	理事	植野 里美
3		戸馳地区	理事	永田 くに子
4		郡浦地区	理事	糸川 あき子
5		大岳地区	理事	高橋 一隆
6	不知火町	不知火地区	理事	大塚 泰治
7		松合地区	副会長	田川 清
8	松橋町	松橋校区	理事	杉浦 裕子
9		豊川校区	理事	齊藤 弘光
10		当尾校区	理事	中村 英一
11		豊福校区	副会長	松本 正光
12	小川町	海東校区	理事	内田 美雪
13		小川校区	理事	山口 孝子
14		小野部田校区	会長	岩村 龍児
15		河江校区	理事	原田 富士子
16	豊野町	豊野地区	理事	岡本 貴美代
17		豊野地区	副会長	竹永 啓一

宇城市健康づくり推進員の役割について

1-1 健康づくり推進員とは

「宇城市民の健康づくりの推進」と「特定健診受診率の向上」を目的とし、地域住民とともに、自主的な健康づくり活動を行います。行政区ごとに1人を区長が推薦し、市長が委嘱します。健康づくり推進員は、区の総会等で任命される場合が多いため、区の役員としてのイメージが強いかと思いますが、市より各行政区にご依頼している役職です。「福社会」とは異なります。

1-2 任期

任期は2年です。今期は令和7年4月1日～令和9年3月31日の2年間が任期です。ただし、再任は妨げません。推進員が欠けた場合の後任の任期は、前任者の残任期間です。

※例：令和8年4月1日～令和9年3月31日

↓任期中に交代した場合（令和8年5月31日付け）

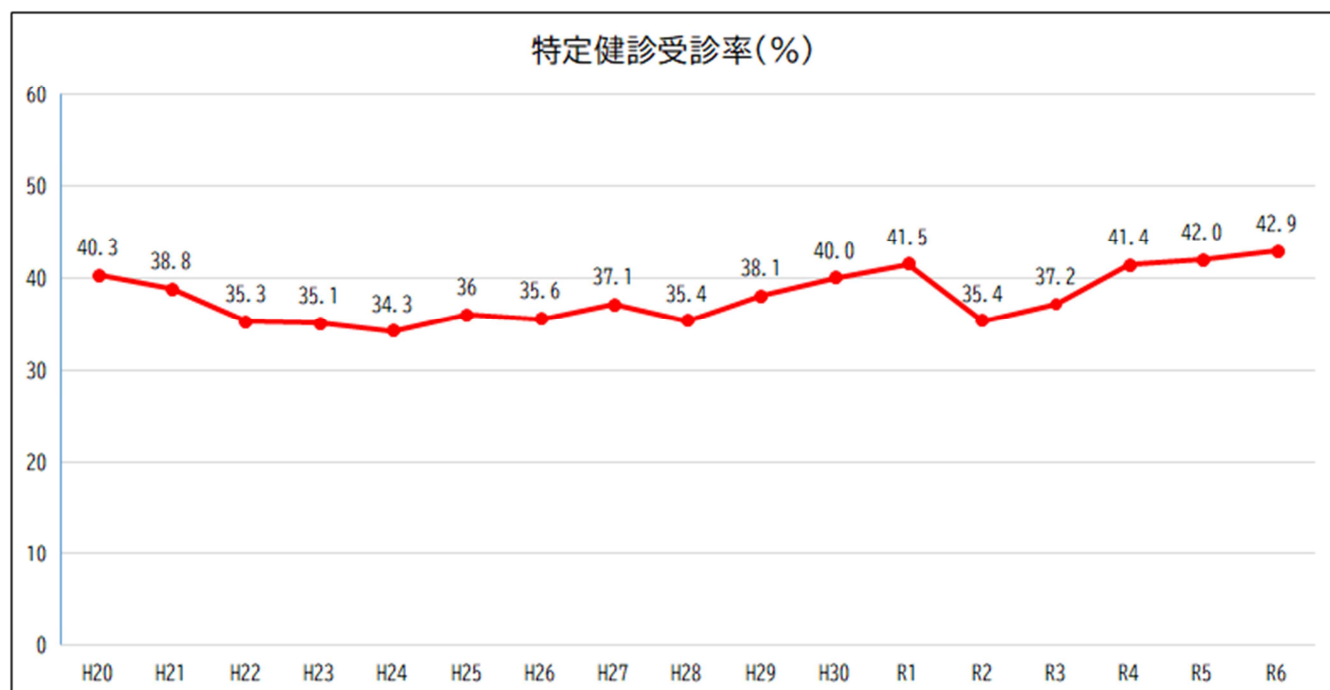
新規推進員の任期は、令和8年6月1日～令和9年3月31日

1-3 主な取り組み

① 地区内での行事等で健診受診の呼びかけ

宇城市では、毎年1月に集団健診の申込書を各世帯に郵送し、4～5月頃に5町各会場にて集団健診を実施しています。また、7月からは各医療機関においての個別健診も行っています。推進員の皆様には、地区の色々な集まりにおいて、住民の皆さんに健診を受診していただくようお願いしてください。地区の集まりの場において、口頭でお話して頂くだけでも結構です。

宇城市特定健診受診率（令和8年3月末時点）



② 健康づくり推進員研修会（年2回程度）への参加

推進員の皆様を対象に、健康づくりに関する知識向上を目的とした研修を年2回程度行っています。研修の目的は、推進員の皆様が、研修で学んだ内容をそれぞれの地区に戻って住民にお伝えしていただき、健康づくり活動を推進していただくことです。「こんな研修を受けたい」など、ご意見やご要望等ありましたら、健康づくり推進課（TEL:0964-32-7100）にお問い合わせください。

③ 市が行う健康づくり事業の啓発

・『さしより野菜』プロジェクト

食事のはじめに野菜から食べることで、食物繊維の働きによる食後の血糖値の急上昇を抑え、健康を維持・促進する取り組みです。血管が傷つくこと防ぎ、また、糖尿病や動脈硬化の予防にもつながります。

ほかにも、たっぷり野菜を摂ることで、風邪予防、高血圧予防、整腸作用、肥満予防など、たくさんの効果が期待できます。併せて減塩を意識すると高血圧予防にもつながります。

外食時でも自然と野菜が食べられるよう、「さしより野菜」に積極的に取り組む店を、「さしより野菜協力店」として認定もしています。（令和8年5月1日現在、登録数69店舗）

・健康ポイントアプリ事業「もっと健康！げんき！アップ！くまもと」

熊本連携中枢都市圏で共同実施している、熊本健康ポイントアプリ「もっと健康！げんき！アップ！くまもと」に、宇城市も令和6年度から参加しました。

アプリ導入によって、働く世代や健康に関心が低い層に楽しみながら運動できる環境を提供することで住民の皆さんの健康意識の高揚や健康づくり活動の実践・継続を図り、健診受診率の維持向上、健康寿命の延伸、医療費や介護費の上昇抑制につなげ、「住みよく安心できるまち」づくりを追求します。（宇城市総合計画(2025-2032)より）



④ 各行政区における健康づくり活動の実施（補助金）

各行政区が自主的に健康づくりに関する活動を行う際に、活動費の一部を市が補助金として交付する制度です。以下の3事業が対象となります。

- ・健康教室事業
- ・栄養教室事業
- ・運動教室事業

※詳細については、別冊「健康づくり地域活動補助金資料」をご参照ください。

1-4 謝意金について

名称	金額	対象者	支払い時期
① 出席者謝意金	2,000 円	会議・研修会等出席者	都度
② 活動謝意金	1,500 円	全推進員	年度末
③ 事業実施手当	5,000 円	補助金事業を実施した推進員	年度末

補助金事業を実施していただいた推進員の方には、事業実施手当（③）として年間 5,000 円を市からお支払いします。

補助金事業実施あり：②年間活動謝意金 1,500 円＋③事業実施手当 5,000 円＝6,500 円

補助金事業実施なし：②年間活動謝意金 1,500 円＋③事業実施手当 0 円＝1,500 円

なお、②③については、1 月頃に市から請求書を送付しますので、内容をご確認の上、振込口座を記入押印し、ご返送ください。請求書の返送がない場合は、支払いができませんのでご了承ください。

令和7年度健康づくり推進員活動実績報告

【三角町】

町名	番号	行政区	補助金実績額	健康教室	参加人数	栄養教室	参加人数	運動教室	参加人数
三角町	1	際崎	¥31,704	1回	17人			2回	28人
	2	塩屋	¥38,788	2回	39人			2回	39人
	3	東港二	¥34,313	2回	27人	1回	12人		
	4	片島	¥35,000	1回	18人			2回	35人
合計		4区	¥139,805	6回	101人	1回	12人	6回	102人
(参考)令和6年度		6区	¥205,117	8回	140人	5回	79人	6回	102人

【不知火町】

町名	番号	行政区	補助金実績額	健康教室	参加人数	栄養教室	参加人数	運動教室	参加人数
不知火町	1	桂原	¥30,000			1回	24人	2回	22人
	2	塩屋浦	¥20,000					2回	42人
	3	亀崎	¥35,000	1回	38人			2回	73人
	4	長崎一	¥70,000	1回	25人	1回	26人	3回	149人
	5	長崎二							
	6	亀尾	¥40,000	1回	24人	1回	24人	2回	73人
	7	松崎	¥43,402	1回	30人			2回	52人
	8	塩浜	¥35,000	1回	13人				
	9	十五社一	¥70,000	1回	27人			2回	62人
	10	十五社二							
	11	雇用促進住宅	¥35,000	1回	45人	1回	24人	1回	20人
	12	高良	¥35,000			1回	16人	3回	104人
	13	御領四	¥20,251			1回	13人	2回	67人
	14	御領五	¥45,000	1回	36人			1回	12人
	15	御領六	¥35,000	2回	26人			2回	57人
	16	柏原	¥35,000	1回	18人	1回	16人	1回	23人
	17	小曾部	¥35,000	1回	20人			2回	65人
	18	塚原東	¥40,791	1回	28人	1回	26人	1回	33人
	19	塚原西							
	20	塚原南							
	21	永尾一	¥35,000	1回	14人			2回	39人
	22	永尾二	¥30,000	1回	21人			2回	26人
	23	古屋敷	¥30,000	1回	21人			3回	49人
	24	山須浦	¥35,000	2回	27人			1回	26人
	25	仲	¥70,000	1回	20人	1回	26人	1回	28人
	26	松合西	¥30,000	2回	28人	1回	14人	1回	14人
	27	上							
	28	和田	-	-	-	-	-	-	-
	29	救の浦	¥35,000	2回	40人			1回	20人
	30	大見	¥23,332	1回	18人	1回	12人		
合計		30区	¥912,776	24回	519人	11回	221人	39回	1056人
(参考)令和6年度		28区	¥902,775	16回	389人	12回	217人	45回	1147人

【松橋町】

町名	番号	行政区	補助金実績額	健康教室	参加人数	栄養教室	参加人数	運動教室	参加人数
松橋町	1	2	¥26,666					2回	90人
	2	3	¥35,000	1回	11人	1回	15人	1回	19人
	3	4	¥35,000	1回	14人			2回	48人
	4	5	¥35,000	1回	21人	1回	28人	1回	12人
	5	6	¥40,000	1回	39人			2回	64人
	6	8	¥40,000	2回	41人	1回	21人	1回	42人
	7	9	¥29,422	1回	23人			2回	29人
	8	10	¥35,000			1回	19人	2回	27人
	9	北11	¥55,000	1回	44人	1回	22人	1回	35人
	10	12	¥40,000	1回	13人	1回	18人	1回	20人
	11	豊崎	¥26,666	1回	30人			1回	45人
	12	南豊崎	¥25,068					2回	75人
	13	曲野南	¥105,000	1回	27人	1回	27人	2回	60人
	14	曲野北							
	15	南萩尾	¥28,458	1回	12人	1回	15人	1回	80人
	16	浦川内	¥44,242	2回	52人	1回	25人	1回	138人
	17	久具	¥55,000	1回	28人	1回	11人	2回	33人
	18	大野	¥40,000	1回	15人			2回	45人
	19	内田	¥35,000	1回	18人	1回	12人	2回	45人
	20	竹崎	¥45,000	1回	31人	1回	29人	1回	34人
	21	豊福	¥48,805	1回	25人	1回	15人	1回	24人
	22	両仲間南	¥55,000	1回	22人	1回	15人	1回	39人
	23	両仲間北	¥45,000	1回	29人			2回	121人
	24	松橋本村	¥45,000	1回	35人			2回	99人
	25	島	¥45,000	1回	25人			2回	101人
合計		25区	¥1,014,327	23回	555人	14回	272人	37回	1325人
(参考)令和6年度		23区	¥853,798	23回	550人	11回	216人	30回	1064人

【小川町】

町名	番号	行政区	補助金実績額	健康教室	参加人数	栄養教室	参加人数	運動教室	参加人数
小川町	1	舞嶋	¥35,000	1回	24人			2回	58人
	2	宮園	¥35,000	2回	50人			1回	35人
	3	小川西	¥26,764	1回	20人	1回	13人	1回	13人
	4	大岩	¥35,000	1回	20人	1回	15人	1回	27人
	5	蓮仏	¥35,000	1回	20人	1回	18人	1回	24人
	6	表南小川	¥31,609	1回	20人	1回	20人	1回	25人
	7	寺町	¥23,589	1回	10人			2回	20人
	8	上町	¥35,000	1回	12人	1回	11人	1回	30人
	9	中町	¥24,637	1回	12人	1回	12人	1回	12人
	10	新町	¥35,000	1回	11人	1回	8人	1回	10人
	11	亀之町	¥35,000	1回	20人	1回	20人	1回	20人
	12	南部田	¥22,546	1回	30人	1回	20人	2回	145人
	13	北部田	¥35,000	2回	39人	1回	37人	1回	20人
	14	南小野	¥35,000	1回	20人	1回	20人	1回	28人
	15	中小野	¥24,230	1回	11人	1回	14人	1回	36人
	16	北小野	¥11,666					1回	15人
	17	河江	¥45,000	3回	57人			1回	25人
	18	三ツ丸	¥26,666			1回	20人	1回	25人
	19	小川本村	¥40,000	1回	27人			2回	35人
	20	江頭	¥55,000	1回	26人	1回	41人	1回	43人
	21	川尻	¥45,000	1回	24人			3回	337人
	22	南新田	¥35,000	1回	24人	1回	23人	1回	18人
合計		22区	¥726,707	24回	477人	15回	292人	28回	1001回
(参考)令和6年度		18区	¥585,411	19回	437人	12回	233人	19回	899人

【豊野町】

町名	番号	行政区	補助金実績額	健康教室	参加人数	栄養教室	参加人数	運動教室	参加人数
豊野町	1	上糸石	¥27,172	1回	16人	1回	17人	1回	16人
	2	下糸石	¥45,000	2回	36人	1回	14人	1回	100人
	3	下巢林	¥35,000	1回	11人	1回	11人	1回	15人
	4	下安見	¥35,000	1回	30人	1回	25人	1回	40人
	5	上安見	¥34,943	1回	24人	1回	21人	1回	25人
	6	北山崎	¥29,024	1回	15人			2回	28人
	7	南山崎	¥35,000	2回	22人			1回	19人
	8	中間	¥23,332	1回	17人			1回	37人
	9	上上郷	¥34,985	1回	12人			2回	85人
合計		9区	¥299,456	11回	183人	5回	88人	11回	365人
(参考)令和6年度		9区	¥303,423	11回	202人	4回	88人	11回	335人

各町の集計

町名	全体行政区数	補助金申請行政区数	実施率(%)	補助金実績額	健康教室	参加人数	栄養教室	参加人数	運動教室	参加人数
三角	46	4	9%	¥139,805	6回	101人	1回	12人	6回	102人
不知火	35	30	86%	¥912,776	24回	519人	11回	221人	39回	1056人
松橋	37	25	68%	¥1,014,327	23回	555人	14回	272人	37回	1325人
小川	46	22	47%	¥726,707	24回	477人	15回	292人	28回	1001人
豊野	12	9	75%	¥299,456	11回	183人	5回	88人	11回	365人
合計	176	90	51%	¥3,093,071	88回	1835人	46回	885人	121回	3849人
(参考)令和6年度	176	84	48%	¥2,850,524	77回	1718人	44回	833人	111回	3547人

年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
行政区補助金合計	¥3,093,071	¥2,850,524	¥2,817,595	¥1,972,056	¥1,244,092	¥1,554,125	¥3,517,641

令和8年度健康づくり推進員事業計画

月	行 事 等	備 考
5月	宇城市健康づくり推進員全体会議 第1回研修会	全推進員対象 ・委嘱状交付 ・前年度事業実績報告 ・本年度事業計画 ・健康づくり地域活動補助金説明
6月	第1回理事会	・宇城市健康づくり推進員全体会議 および第1回研修会の振りかえり ・第2回研修会の内容検討及び日程調整
9月		
10月	関係団体合同研修	先進地視察（代表5名）
10月 ～ 12月	第2回研修会	【研修内容(未定)】
1月	集団健診申込書発送	令和9年度住民健診分
2月 ～ 3月	第2回理事会	・事業実績について ・次年度計画について ・健康フェアの振りかえり

○宇城市健康づくり推進員設置要綱〔健康づくり推進課〕

平成17年7月12日

告示第224号

改正 平成17年9月27日告示第255号

平成19年5月16日告示第64号

令和元年6月20日告示第11号

令和2年3月16日告示第23号

令和4年3月31日告示第59号

(設置)

第1条 市民の健康に関する諸問題の把握並びに保健指導の強化及び保健知識の普及向上を図り、市民の健康づくりを推進し、保健事業の円滑な推進と健康づくりを進めるため、宇城市健康づくり推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進員は、地域住民とともに自主的な健康づくり活動を推進するために、次の活動を行う。

- (1) 健康づくりに関する知識の習得と健康づくりの計画及び実施
- (2) 市が行う保健事業の啓発と連絡等の協力
- (3) 市が行う健康づくり事業等への協力
- (4) 保健事業等の受診勧奨
- (5) 地域における健康保持増進に関する課題の把握と関係機関及び他地域団体との連携
- (6) その他目的達成に必要な事業

2 推進員は、前項に掲げる活動に必要な知識及び技術の修得のため、市が行う研修会に参加する。

(組織)

第3条 推進員は、健康づくりに関して熱意と理解のある者のうちから行政区ごとに1人を行政区長が推薦し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 推進員が欠けた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第5条 事業を円滑に運営するため理事会を設置し、次の役員をおくものとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人
- (3) 理事 12人

2 役員は校区ごとに1人選出する。

3 会長・副会長は役員の間選による。

4 会長は会務を総理し、理事会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 役員の間任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、役員が欠けた場合の後任の間任期は、前任者の残任期間とする。

7 任期終了後も後任者が選出されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(会議)

第6条 理事会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 推進員に関する庶務は、保健衛生部健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要の事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年7月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年9月27日告示第255号)

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月16日告示第64号)

この告示は、平成19年5月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年6月20日告示第11号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月16日告示第23号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第59号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。